

# こどもの権利に関する条例（仮称）制定に向けた 中学校ワークショップ結果

令和7年3月27日

富山県厚生部こども家庭室こども政策課

# 中学校ワークショップの概要

## 1 ワークショップ実施期間

令和7年2月12日（水）～2月18日（火）

## 2 ワークショップ実施校及び参加者

富山市立堀川中学校（2月12日（水））

1年生学年全体 349名

滑川市立滑川中学校（2月14日（金））

2年3組生徒 33名

高岡市立芳野中学校（2月17日（月））

生徒会執行部 26名

砺波市立出町中学校（2月18日（火））

2年生学年全体 202名

## 3 ワークショップの内容

- 県から条例の趣旨、素案の概要について説明
- 以下の3点について、生徒からの意見発表
  - ①本日の説明を聞いて、わからないこと、疑問に思ったこと、意見
  - ②本日説明していない権利も含めて、子どもにとって大切な権利及びその理由
  - ③子どもの権利を大切にするために、社会や周りの大人にしてほしいこと

# 生徒からの主な意見

## ①本日の説明を聞いて、わからないこと、疑問に思ったこと、意見

多様な学びや遊び、社会体験活動等の機会に接することができる居場所づくりとあるが、具体的にどのようなことか。

こどもに寄り添ったきめ細やかな支援とは、具体的に何をするのか。

虐待が増加しているが、どうやって虐待を減らしていくのか。

こどもの意見を反映させるということであれば、選挙権を18歳から義務教育終了年齢である15歳に引き下げればよいのではないか。

権利を守るための取り組みが抽象的で、具体的に何をするかわかりやすく伝えてほしい。

条例素案に書かれたどの権利も大切。

適切な支援はどのようなことをするのか具体的に知りたかった。

いじめや不登校、ヤングケアラーに関する具体的な対策を知らないなので、知りたい。

虐待は親から受けるものなので、先生に相談しても、親に話をして対応してもらえるかどうか、前に進んでいくのか疑問。

いじめなどに対する支援が書かれているが、具体的にどのような支援を行い、どのように相談しやすい環境を作るのか。

# 生徒からの主な意見

## ①本日の説明を聞いて、わからないこと、疑問に思ったこと、意見

「自分の成長に必要な情報をもらって、社会に参加することができること」や、「こどもが社会参加しやすくなる…」という記載があるが、この「社会に参加」とは具体的にどういう意味か。また、「気軽に相談し、適切な支援を受けることができること」とあるが、「適切な支援」とは具体的に何か。

こどもにとって自分の気持ちや考えを自由に言うことができ、それが大切にされることとあるが、暴力、暴言なども無制限に自由とするのではなく、ある程度の制限は必要ではないかという意見があった。自分自身の好きなところや、長所を伸ばせる富山県でだとよいという意見もあった。

周りの人の権利も大切であることや、条例の制定の考えを聞き、保護者以外にもこどもを大切にするための方法を考えていることがわかりよかった。疑問点として、これらの権利は今の社会に大切なのか、これからの成長に大切なのかということ、不登校やいじめが多くなっている理由があった。

自分たちが思っていたよりもいじめや不登校が多く、それをなくすために権利、義務に関する取組を行っていることがよいと思った。

# 生徒からの主な意見

## ①本日の説明を聞いて、わからないこと、疑問に思ったこと、意見

「いじめ、虐待などあらゆる暴力や不当な取扱いを受けないこと」、「気軽に相談し、適切な支援を受けることができること」は、別問題ではないか。必ずしもいじめや虐待に関する相談ばかりではなく、学習や人間関係に関する相談もある。なぜまとめたのか教えてほしい。

権利を守るための取組みとして、具体的に行うことを教えてほしい。

こどもから意見を聴くとあるが、どのように行うのか。

これらの権利をどう大人に知ってもらうのか。

様々な人や自然とのふれあい、文化、芸術、スポーツ、体験活動ができることとある一方、お金の有無でできることとできないことがあると思うが、どう考えているか。

あらゆる差別や不利益を受けることがないこととあるが、犯罪を行った人なども不利益を受けないということか。

# 生徒からの主な意見

## ②本日説明していない権利も含めて、子どもにとって大切な権利及びその理由

「こどもの意見を尊重してほしい」、「こどもを支援してほしい」、「周りに流されずにこどもの意見を受け止めてほしい」という意見があった。

自分がされて嫌なことをしないということが大事だと思う。

教育を受ける権利、生きる権利、遊ぶ権利が大切だと思う。

生きる権利、教育を受ける権利、健康で暮らす権利、暴力からの保護も大切だと思う。

生きる権利を明示する必要があるのか、当たり前なことではないか。

友達と遊ぶ権利が大切。

愛情と理解をもって大切に育てられる権利が大切。人生は1回きりなので、楽しく過ごしたい。

遊ぶこと、学ぶこと、食べること、心や体を休めることが大切ではないか。一つでも欠けると楽しく過ごすことができず、不登校につながりかねない。

自分の気持ちや考えを自由に言うことができ、それが大切にされることが大切。人権の尊重にもつながり、こども意見を言えることで、大人とこどもが一緒に社会を作っていけると思う。

# 生徒からの主な意見

## ②本日説明していない権利も含めて、こどもにとって大切な権利及びその理由

「あらゆる差別や不利益を受けないこと」、「安心して過ごすことができる居場所があること」が大切だと考えている。

ヤングケアラーの人ともっと仲良くできるのではないかと思うし、虐待にも関係するが、家以外にも安心できる場所があれば、もっと相談しやすくなるのではないか。

衣食住が満たされていないと何もできないので、それらが安定して提供されること、いろいろなことに参加しやすい環境が大切。こどもが参加できる行事を開催してほしい。

一人ひとりが違う番号の権利を大切だと言っていて、どれも大切ではないかと思う。

「自分の気持ちや考えを自由に言うことができ、それが大切にされること」が大切だと思う。これまで制限があってできないことが何回かあった。

また、「様々な人や自然とのふれあい、文化、芸術、スポーツ、体験活動ができること」も、体験活動や人と触れ合うことで、自分がやりたいことや知らなかったことが見つかるかもしれず、大切だと思う。

# 生徒からの主な意見

## ②本日説明していない権利も含めて、子どもにとって大切な権利及びその理由

「健康な生活ができ、医療、教育、生活への支援などを受けることができること」の中でも、特に教育が大切だと思う。将来就職するにあたってのほか、このままでは日本の治安悪化も懸念される。

次は「自分の気持ちや考えを自由に言うことができ、それが大切にされること」の中でも、自分の考えを発言することが重要で、コミュニケーションが生まれて、大人とも対話ができるのではないかと考えている。

次は、「誰一人取り残されることなく夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦することができるよう、社会全体で温かく見守られ、支えられること」という項目で、特に失敗を恐れないという箇所が、これからの可能性につながるのではないかという意見があった。

「いじめ、虐待などあらゆる暴力や不当な取扱いを受けないことや、気軽に相談し、適切な支援を受けることができること」について、いじめや虐待はなかなか完全になくすことができないため、重要な権利だと思った。

安心して過ごすことができる居場所があることが重要だと思う。安心できる居場所がないと、文化・芸術を含めた様々な活動に集中できず、経験を無駄にするのではないか。

# 生徒からの主な意見

## ②本日説明していない権利も含めて、子どもにとって大切な権利及びその理由

様々な人や自然とのふれあい、文化、芸術、スポーツ、体験活動ができること。という権利がある。先日開催された散居村マラソンなども、自然とふれあいながら走ることができるあたかなイベントだと思うが、年齢制限があって出場できない。③にもかかる内容だが、幅広い年齢の人が参加できるイベントがあるとよい。

愛情と理解をもって大切に育てられることという権利があるが、こうやって楽しく学校で勉強させてもらっていることに対し、周りの先生や家族などの大人に感謝することが必要ではないか。学校以外の地域にも愛情・理解を広げていければよい。

# 生徒からの主な意見

## ③こどもの権利を大切にするために、社会や周りの大人にしてほしいこと

クラスでは遊ぶ権利が重要と話していたが、富山には遊ぶ場所がない。富山に残りたいと思える県にしてほしい。

ユニセフでは、差別禁止について言及しているが、現実としていじめに関する問題もある。いじめをどのように減らしていくのか。

条例がいろいろな人に伝わるよう、条例の宣伝や条例に関するイベントを行ってほしい。

いじめや悩み事について気軽に相談できるような取組を行ってほしい。

一人ひとりの命や意見を尊重してほしい。

こどもが自由に遊べる場所がほしい。大人と一緒に使うのではなく、こどもだけの場所が欲しい。

条例などを作るために、役所以外にも、学校や商業施設にも意見箱を作ってほしい。

今のいじめはインターネットも使って行われている。いじめを受けている側は傷がずっと残るので、いじめをしたこどもに対してもっと厳しくしてほしい。

見て見ぬふりをしないでほしい、見たことを誰かに伝えてほしいし、助けられるようにしてほしい。

# 生徒からの主な意見

## ③こどもの権利を大切にするために、社会や周りの大人にしてほしいこと

こどもが夢や将来のことを言っても、最初から否定するのではなく、まずは肯定して聞き、その後別案を出すなどしてほしい。

不登校などが増えている状況を理解し、不登校の生徒に保護者が温かい言葉をかけ、支えてほしいという意見があった。

いじめられたこどもが相談する環境を作ることも大切だが、いじめる側にも事情があることも考えられるので、いじめる側にも向き合ってほしい。

この条例のことを知ってほしい。知らないとそもそも書いてあることを守れないし、自分たちにも、保護者にとっても利益があることで、保護者に知ってもらうことが大切。ポスターや広告の作成、キャッチコピーの作成が効果的ではないか。

こども一人一人に向き合っているいろいろな経験をさせてほしい。

誰一人取り残されることなく夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦することができるよう、社会全体で温かく見守られ、支えられることとあるが、近年、増税や物価高騰により、こどもだけでなく大人にとっても生きづらい社会になってきている。大人への福祉や保障も充実させないと、大人に支えられているこどもが幸せになることは難しいのではないか。

メディアでは、大人は嘘をついても許されるというように見えている。こどもたちが真似をしないようにしてほしい。

# まとめ

- 1 条例素案で定める県の責務等について、「適切な支援」（第4条第1項第4号）、「きめ細やかな支援」（第13条第1項）等について、具体的に何を行うのかという意見が多かった。
- 2 こどもにとって大切な権利として、条例素案で既に規定してある権利以外を挙げる生徒はいなかったが、権利擁護の意味をわかりやすく伝えるために、「自分がされて嫌なことをほかの人にしない」と言えかどうかという意見があった。



・第12条第1項で「県は、この条例、児童の権利に関する条約及びこども基本法の趣旨及び内容について、広報活動を通じてこどもを含めた県民に普及啓発を図り、その理解を得るよう努めるものとします。」と規定

- 3 こどもの権利を大切にするために、社会や周りの大人にしてほしいこととして、こどもの意見の尊重に関することや気軽に話することができる環境づくりに関する意見があった。



・第14条第1項で「県は、こどもの支援を実施するための計画又はこどもの支援のための施策を策定し、実施するに当たっては、こども等の幅広い意見を反映させるため、こども等からの意見を聴取するものとします。」と規定

・第13条第1項で「県は、いじめ、虐待、貧困及び家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められるなど、困難な状況にあるこどもに関する相談を行うことができる体制の充実を図り、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとします。」と規定